
獣医師を対象とした、数値規制に関するアンケート調査報告

-動物福祉と事業経営を両立するための提言を合わせて-

奥田順之¹⁾ (Yoriyuki OKUDA)

1) 特定非営利活動法人 人と動物の共生センター (Human Animal Symbiosis Center)

概要

本調査は、動物愛護管理法改正に伴う、犬猫の飼養管理に関する具体的な数値基準を検討するための材料として、獣医師から、犬のケージ(寝床)の広さについての法規制に関する意見と、数値規制に関する総合的な意見を集めて公表することを目的に実施した調査である。

一般に調達が容易な複数のサイズのケージの中にモデル犬を収容し、立位および座位にて写真を撮影した。それぞれのケージの広さについて、写真とケージの縦横高さのそれぞれの長さの情報を元に、法規制をすべきか許容すべきかについて質問を行った。ケージの使用方法是、寝床として使用する場合とし、日中にケージから出し適切な運動・活動の時間を設けるという飼養条件とした。

ケージの広さに関する意見に合わせて、動物愛護管理法改正、数値規制、および、本アンケート調査に関連した意見について、自由回答にて回答を依頼した。

有効回答数 325 件のうち、97.5% (317 件) が動物病院(犬猫)の所属者であった。出身大学は偏りなく分布していた。最も小さいケージ①では 74.8% (243 件) が規制すべきと回答し、以降、ケージ②は 25.8% (84 件)、ケージ③は 6.8% (22 件)、ケージ④は 3.1% (11 件) がそれぞれ規制すべきと回答した。天井のないサークル⑤は 10.5% (34 件) が規制すべきとの回答であった。

自由回答の意見は 88 件の回答があった。類似の回答を分類したところ、「ケージの広さだけでなく総合的な判断(運動・活動の時間、人員数、温度や湿度などの環境条件など)が必要」との意見が 31.8% (28 件) で、最も多くの回答が分類された。また、「あくまでも寝床としての使用し十分に運動・活動させることを前提として回答した」という前提条件の確認に関する意見が 8.0% (7 件) の

回答で見られた。「ケージを使用する状況が不明確なため、アンケートの設計に問題がある」とする意見も 8.0% (7 件) の回答で見られた。

これらの回答から、ケージの広さについては、あくまでも適切な運動・活動の時間を設け使用した場合に限った場合に、②ケージ~③ケージ程度以上の広さを法的に許容するという意見が、中心的な意見であったと考えられた。また、実際の規制を検討する際には、ケージの広さのみに注目するのではなく、運動・活動の時間や、温度・湿度・照度・臭気等の環境条件を含めた、総合的な基準を検討すべきであると考えられた。

今後、数値規制に関する審議が進んでいく中で、ケージの広さ以外に、活動量、人員 1 人あたりの飼育頭数、繁殖回数などの具体的な数値が検討されることになっていくだろう。具体的な規制の結論の如何に関わらず、ペット関連事業者は社会的責任として動物福祉を向上していかなければならない。しかしながら、現状、動物福祉の向上には人員や設備などの資源が必要なため、実際の現場では、「事業にとって余計な負担」と捉えられることもあるだろう。しかし、本来、動物福祉の向上は、繁殖率の改善や、社会性の向上など、生体販売という業態の生産性・事業効率の向上につながる。さらに、動物福祉に対する世論が盛り上がりを見せる中、動物福祉に配慮した事業を行っていることが、企業のブランド向上に繋がり、利益を向上させることにもなるだろう。数値規制を機会と捉え、ペット産業全体で、生体販売における動物福祉向上のためのイノベーションを興していくことが、ペット産業のより良い発展につながっていくと考えられる。

調査背景と目的

本調査は、動物愛護管理法改正に伴う、犬猫の飼養管理に関する具体的な数値基準を検討するための材料として、獣医師から、犬のケージ(寝床)の広さについての法規制に関する意見と、数値規制に関する総合的な意見を集めて公表することを目的に実施した調査である。

2019年6月に動物愛護管理法が改正され、動物取扱業の犬猫の適正な飼養に関する数値基準が設けられることが決まった。数値基準の中でも、ケージの広さについては重要な論点の一つになっている。2019年11月に開催された、環境省中央環境審議会動物愛護部会(第53回)の関係者ヒアリングで、犬猫適正飼養協議会が示した、飼養施設の数値指標(試案)(高さ=体高×1.3倍 幅(短辺)=体高×1.1倍など)は、SNSで動物愛護活動家の間で否定的な意見と共に拡散され、話題を呼んだ。

本アンケート調査は、数値基準の検討を進める一つの材料として、獣医師がどのような意見を持つか明らかにすることを目的に実施した。獣医師を対象にした理由は、一般向けにWEB上のアンケートを実施した場合、動物愛護活動に関心の高い層が回答をする可能性が高く、社会の実像を反映しにくいと考えられた。そこで、獣医学的知識を持ち、動物に関わる専門家である獣医師のみを対象にすることで、獣医学的に適正であり、且つ、社会の声を反映した結果が得られると考えた。

アンケートでは、特にSNS等で大きな話題となった、犬猫適正飼養協議会が示した「飼養施設の数値指標(試案)」に関連して、寝床として使用するケージの広さについて、どの程度の広さを法規制すべきと考えているか、文字だけでなく写真を用いて質問し、回答を集めた。同時に、動物愛護管理法改正や数値規制に関する総合的な意見を自由回答にて集めた。これらの結果は、環境省動物愛護管理室、業界団体(犬猫適正飼養協議会および関連諸団体)、殺処分ゼロを目指す議員連盟に送付することを明示して、回答を集めた。

材料および方法

【調査期間】

2020年1月8日～2020年1月24日

【実施体制】

(調査主体) NPO 法人人と動物の共生センター
(調査協力) ペットピア

【調査方法】

WEBアンケートフォームを作成し、SNS等で拡散し回答を得た。SNSはFacebookおよびペットピア(小動物臨床獣医師のためのSNS)を使用した。

モデル犬は、柴犬、9歳、オス、体重9.5kg、立位での地面からき甲部までの高さ約40cm、立位での地面から頭頂部までの高さ約48cmを使用した。

ケージおよびサークルは、いずれもトムキャット社の販売する商品で、トムクレイト3000(ケージ①)、トムクレイト4000(ケージ②)、トムクレイト5000(ケージ③)、トムクレイト(ケージ④)、および8面サークルDTC24(高さ62cm・扉付)(サークル⑤)を使用した。

ケージおよびサークル内に、モデル犬を入れ、座位にて、正面および横方向から、立位にて、正面および横方向ならびに斜め上方向から撮影した。これらを用いて、図表1のケージサイズ一覧表を作成した。

【アンケートフォーム】

WEB上のアンケートフォーム

(<https://forms.gle/D8f9hmoddGsV23kf8>)を作成した。

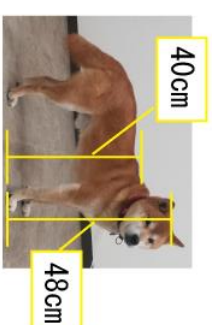
【質問の前提条件】

ケージの使用方法は、寝床として使用する場合とし、日中にケージから出し適切な運動の時間を設ける、食事はケージ内で与える、排泄はケージから出す際に排泄の機会はあるがケージ内で排泄してしまうこともあるという飼養条件とした。

【獣医師対象】犬の寝床の広さに関するアンケート調査



立位・座位の写真については、前足から頭頂部までの長さが
おおよそ同じ長さになるようにサイズ調整しています。
斜め上方からの写真は、写真のサイズ加工は行いません。



モデル犬
犬種：柴犬
体重：9.5 kg
年齢：9 歳
性別：オス

サイズ (cm)	立位正面	立位横	座位正面	座位横	斜め上方
① 幅 : 50 奥行 : 80.5 高さ : 56					
② 幅 : 58.5 奥行 : 95.5 高さ : 65					
③ 幅 : 71.5 奥行 : 109.5 高さ : 79					
④ 幅 : 76.5 奥行 : 124.5 高さ : 84					
⑤ 幅 : 120 奥行 : 120 高さ : 天井なし					

【質問と分析方法】

1) ケージの広さの法的な規制の必要性について

「以下の画像に示すケージは、法律で規制すべき、もしくは、許容すべきですか？獣医師としての見解を教えてください。」との質問に対して、「規制すべき」、もしくは、「許容すべき」との回答を得た。これらの回答について、単純集計を行い、グラフ化した。

2) 動物愛護管理法改正、数値規制、および、本アンケート調査に関連した意見（自由回答）について

「動物愛護管理法改正や数値規制の施行、また本アンケート調査に関連して、ご意見があれば教えてください。」との質問に対して、自由回答（任意回答）を得た。回答内容について、類似の回答をまとめて分類した。1 人の回答の中に複数の要素が含まれる回答については、複数の分類項目に分類した。

結果

【分析対象】

339 件の回答のうち、氏名の入力項目で名が入力されていなかったもの、同一の回答者が 2 度回答していたもの（同一の回答者が異なる内容で 2 回答以上回答していた場合、すべての回答を除外した）、合わせて 14 件を除外した、325 件を有効回答とした。

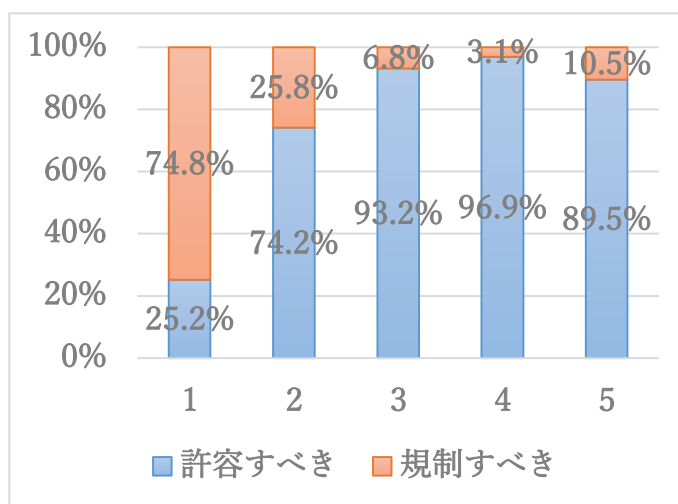
【回答者属性】

有効回答数 325 件のうち、97.5%（317 件）が動物病院（犬猫）の所属者であった。出身大学は、偏りなく分布していた。北海道大学 11 件、帯広畜産大学 8 件、岩手大学 10 件、東京大学 5 件、東京農工大学 9 件、岐阜大学 17 件、鳥取大学 11 件、山口大学 5 件、宮崎大学 4 件、鹿児島大学 7 件、大阪府立大学 12 件、酪農学園大学 46 件、麻布大学 51 件、北里大学 51 件、日本大学 38 件、日本獣医生命科学大学 40 件と、定員数の多い私学で回

答者数が多かったものの、概ね偏りなく回答が得られた。

【ケージの広さに関する結果】

最も小さいケージ①では 74.8%（243 件）が規制すべきと回答し、以降、ケージ②は 25.8%（84 件）、ケージ③は 6.8%（22 件）、ケージ④は 3.1%（11 件）がそれぞれ規制すべきと回答した。天井のないサークル⑤は 10.5%（34 件）が規制すべきとの回答であった（図表 2）。



（図表 2）ケージの規制の必要性に関する結果

【自由回答の結果】

自由回答の意見は 88 件の回答があった。類似の回答を分類した表を、図表 3 に示す。

「総合的判断が必要／ケージからどの程度出るとかの規制が必要」との意見が最も多く、31.8%（28 件）が分類された。次に、「より厳しい法規制が必要」との意見が多く、19.3%（17 件）が分類された。

また、「最低限の回答／寝床としての回答」（8.0%（7 件））や、「アンケートの設計に問題を感じる／前提の確認」8.0%（7 件）など、アンケート設計や前提条件に関する意見も見られた。

一部では「数値規制への懸念／否定的な意見」（5 件（5.7%））、「数値化の困難さ」（4 件（4.5%））など法規制の問題点や懸念を示す回答も見られた。

回答の主旨	主な回答（原文ママ）	分類された回答数
寝床だけなら狭くても許容する	・生活空間であれば別であるが、純粋に寝床であれば、小さなケージでも何ら問題ない。それどころか、狭い所を好む犬もいる。 ・（①について）もう少し広いにこしたことはありませんが、かと言って法規制の必要は感じませんでした。	9 (10.2%)
数値規制への懸念／否定的な意見	・なんでもかんでも法規制すれば良いというものではない。リスク管理は各々の施設であれば良いと思う。予算の問題や取り締まりの問題もあり現状のままで良いと思う ・飼育崩壊を念頭に置いているのですが、災害時の避難所は？最低限で我慢せざるを得ない状況は考えられます。数値規制を行うことで一律お断りにもなり得ます	5 (5.7%)
数値化の困難さ	・理念は理解できます。ただし、数値規制は恣意的な運用が可能と思われ、難しいのではないかと思います。 ・必要であるが、基準の数値化の難しい問題であると考えています。	4 (4.5%)
数値化すべき	・何かを規制する場合に数値化することは良いと思います ・曖昧な表現で規制するより数値で規制したほうが分かりやすくいい。	3 (3.4%)
遵守されなければ意味がない	・今回の改正で具体的な数値規制が設けられることは良いことだが、守られなければ意味がないと思う。罰則も同時に設けるかブリーダー・ペットショップに関する根本的な問題を解決する法案が必要だと考える。 ・法を改正しても、順守されなければ意味がない	6 (6.8%)
より厳しい法規制が必要	・ブリーダーは動物を商品としてしか見ていない人がほとんどですから、様々な飼育管理条件を現在よりももっと厳しい条件で認可すべきだと考えます。届出制ではなく厳しい審査制での許可制にすべきだと思います。 ・全スタッフに対して毎年程度の定期的な講習や教育を徹底してほしい。正直酷いブリーダーの患者が多いです。 ・現在の動物愛護法（去年改正はしましたが）では、虐待罪の罰則が軽く、また、悪質なペットショップやブリーダーへの規制も弱いため、さらなる法の改正を求めます。日本は先進国に比べ動物の愛護、尊厳に対する認識が浅く、法もほとんど機能していないように感じます。改善に向け獣医師と愛護団体等が力を合わせて取り組んでいけるような場所があれば、積極的に参加したいと考えます。	17 (19.3%)

総合的判断が必要／ケージからの程度出るかの規制が必要	・広さだけでなく恐怖感・圧迫感など精神面の考慮も含めた規制をすべきと考えます ケージは寝床との前提ですが、そこから出られる時間・散歩などの運動の程度などの飼育条件も、同様に精神面・行動面を考慮した前提条件(規制)を、同時に数値化して決めておかないと、都合よく解釈する飼育者にとっては抜け道がたくさんある法整備になりそうです ・1日何時間、また何時間連続でケージ内に入っているのか、食器やトイレを入れっぱなしにするのか等により判断は変わると思うので、そのあたりも言及した上で規制してほしいと思う。 寝るだけの場所としては、狭い方が好む犬もいるし、隣のケージとの距離もストレス度合いに関連すると思うので一概に広さだけで規制しても動物福祉に貢献するとは言えないのではないか。 ・ケージのサイズだけ規制しても意味がないと思います。この中で、1日のほとんどを過ごすにか、散歩、運動、社会化(他の個体との遊び時間)、ケージ内の糞尿の有無、環境温度湿度、アンモニア濃度、照明や騒音、そして病気ケガの時にタイムリーに医療手当、獣医師の診察治療があるか、など、様々な規制が必要です。また、一部屋に配置できるケージ数(面積当たり)や、ケージを上積み重ねてダメなど、すし詰め状態にならない規制も必要です。そして何より、基準値を満たしていても、動物個体が、挫傷があったり、爪が伸びすぎていたり、毛玉がひどかったり、歩行させないために筋肉がおちて歩けなかったりしたら、勧告禁止できるようにするべきでしょう。数値は目安、最低基準であり、本来しっかりと監視チェックするのは、動物個体であるべきです。	28 (31.8%)
安全で衛生的な飼育環境の必要性についての一般的な希望	・すこしでも快適に過ごせるように設けた方がいいと思います。 ・土地の問題などもあり難しいと思いますが、快適な環境を作ってあげたいと思います。	5 (5.6%)
最低限として回答／寝床として回答	・モデル犬が入っている姿を見て回答したが、あくまでも「寝床として使用」(寝るだけ)として回答しました。長時間過ごす場所なら回答が違ってきます。 ・アンケートには最低限という観点から解答しました。一ヶ月以上になるのであればより広いスペースが必要と考えます。	7 (8.0%)
アンケートの設計に問題を感じる／前提の疑問	・使用する状況が不明確であるため、このアンケート自体にあまり意味を感じませんでした。今回回答した内容は災害時の避難先で使用するケージとして回答しました。販売業者が使用する場合はこのサイズでは小さいと考えます。 ・目的がわからないので、アンケートデータとして成立しないと思います。繁殖などに使い、基本的に犬がここから出られない場合、どの大きさが許容か、きかないとダメではないですか？	7 (8.0%)
調査の奨励・応援	・客観的な意見をどんどん集めていくべきだと思います ・幅広く意見を集めて下さい。	6 (6.8%)
その他	・実験動物のための最小飼育スペースの推奨値に関する報告があり、少なくともこれを下回ってはならない ・ケージの大きさに関しては、犬の立位よりは、寝るときに楽にできるかを目安に選んでいる。	5 (5.6%)

考察

【本調査の問題点】

自由回答の中で「最低限の回答／寝床としての回答」（8.0%（7件））や「アンケートの設計に問題を感じる／前提の確認」8.0%（7件））など、本アンケート調査に関して問題点や疑問を感じる回答者が少なからず存在した。

アンケートの説明の中では、「ケージは寝床として利用することを前提とする」旨については記載してあったが、具体的に1日に何時間ケージを利用し、何時間運動の時間を取るのかといった詳細な情報の記載はなかった。そのため「寝床として利用する」という説明では、飼育状況が不明確であり、不明確な前提条件の下では、回答がしにくいという問題点を生じたと考えられる。

また、数値規制が必要とされた背景には、犬をケージに入れっぱなしで飼育し、糞尿が堆積したり、非常に不衛生な状態での飼育を行っていたブリーダーの存在が挙げられている。そのため、「寝床として利用し、日中は運動の機会を設ける」という、調査の前提条件が、規制したい対象の事業者の実情と即していないのではないかという指摘もあった。

また、前提条件となる飼育状況が曖昧で、幅のある解釈ができるという問題は、アンケートの結果について、前提条件を恣意的に解釈して利用される可能性を生じさせている。アンケート結果を利用する際には、結果のみではなく、前提条件を含め、どのような質問の仕方をしたのかという点についても十分に共有した上で、結果の解釈を行わなければならないことを、留意すべきである。

今回の調査では実施することはできなかったが、今回の調査をベースに、ケージ②もしくはケージ③を用いた場合に、どの程度の時間、どのような種類の、運動や活動が必要か問うアンケートを、追加で行うことによって、本調査の問題点に伝える情報を得ることができるのではないかと考えられる。

【総合的判断の必要性】

自由回答の中で、「総合的判断が必要／ケージからどの程度出るかの規制が必要」との意見が最も多く、31.8%（28件）が分類された。

動物の福祉の程度は、ケージの広さような1つの要因で決まるのではなく、その動物が置かれた環境・状況など様々な条件に左右される。本調査の問題点でもあるが、具体的に1日に何時間ケージを利用し、何時間運動の時間を取るのか、どのような種類の活動が含まれるのか、人との関わり合いがあるのか、ケージの床面の素材はどのようなものであるか、照度はどの程度であるか、臭気はどの程度であるかといった、具体的な複数の要因が重なり合って、動物福祉の状態に影響を与えている。こうした総合的な判断の必要性を多くの獣医師が指摘している点は、数値規制を検討する上で十分に留意すべき点である。

「最低限の回答／寝床としての回答」（8.0%（7件））も、主旨としては、同様の内容を指していると考えられる。ケージの広さについての回答は、あくまでも「日中にケージから出し適切な運動・活動の時間を設ける」前提の回答である。逆に、「日中に十分な運動や活動がなく、ケージに入れっぱなしであれば、寝床として利用するような最低限のケージの広さでは不十分である」という意図が含まれると考えられる。

法の成立過程を鑑みれば、今回の法改正で規制すべきブリーダーとして、ケージの中に入れっぱなしにしている業者については、少なくとも規制の対象とすべきだろう。仮に、こうした業者を規制するために、入れっぱなしでも構わない飼育設備の広さを検討するとすれば、その飼育設備内で運動や活動が十分にできるほどの広さが必要になるだろう。また、いくら広くても、その中に入れっぱなしで、刺激のない環境であれば、動物の福祉は低い状態となる。ケージなどの飼育設備の広さだけに注目するのではなく、どの程度の運動や活

動が必要か、人との関りはどの程度必要かという点に注目した総合的な視点から規制を考えることが、必要であると考えられる。

本調査では、ケージの広さに注目した調査を行ったわけだが、そうしたケージの広さだけに注目して数値規制を考えることは、動物福祉を確保するものではないと考えられる。多くの獣医師が見解を示しているように、総合的な判断の元、数値規制を考えていく必要があるだろう。

【動物福祉と事業継続の両立】

今回の法改正では、飼育施設（ケージ等）の広さだけでなく、従業員 1 人あたりの飼育頭数、繁殖に用いることのできる回数、環境の管理、疾病等に関わる措置、展示又は輸送の方法についても、具体的な基準を設けることとなっている。これらの規制は、ブリーダーをはじめとして、生体販売に関わる事業者にとっては、新たなコスト負担が増えることになり、経営に影響を与えることは間違いない。

しかし、動物福祉を確保する事が、必ずしも経営にマイナスになるとは限らない。動物は、一般的に、ストレス状態では、自己の個体保存が優先されることで、繁殖に回すエネルギーが低下し、繁殖率が低下する。犬のブリーダーにおいても、動物福祉の状態が改善することは、ストレスを緩和し、繁殖率を改善するだろう。生体販売の関係者から「十分に運動させていない犬は、正常な分娩ができないから、十分に運動させるのは当然」という意見を聞くことも少なくない。動物福祉の状態を向上させることは、繁殖の成功率を高め、繁殖数を増やすことにつながると考えられる。

これまでは、従業員 1 人あたりの飼育頭数が規定されていなかったため、動物福祉の状態が悪く、繁殖能力が低い状態になった母犬でも「あと 1 回産めれば儲けもの」という感覚で、母犬として使い続けられることもあっただろう。しかし、従業員 1 人あたりの飼育頭数が規定されれば、ある施

設内で飼育できる母犬の数に限りが生じてくる。動物福祉の状態が悪く、繁殖能力が低い状態になった母犬を置いておくことは、経営に直結する課題となるため、そうした母犬は積極的に譲渡したいと考えるニーズが高まるだろう。飼育頭数が今までよりも少なくなれば、1 頭あたりの飼育面積や、1 頭あたりにかけられる人手も増加し、動物福祉の状態が改善すると考えられる。母犬の繁殖引退年齢についても、高齢まで繁殖に供するよりも、早い段階で譲渡して、若い犬に入れ替えようという意欲も高まるだろう。

また、社会においても、動物福祉に対する関心が高まっている。今回の法改正においても、社会の声が 8 週齢規制や数値規制の成立を後押しした。そうした社会情勢から、ペットショップが動物福祉をないがしろにするようなことがあれば、そうしたペットショップに対する不買運動などが起こりうるだろう。逆に、「ペットを売らないペットショップ」が各地で開業されたことや、ペットショップで保護犬譲渡を行うようになってきている現状からも、動物福祉に配慮していることを「売り」にできる社会になってきていると考えられる。特に動物福祉が問題となる、ブリーダーの段階において、動物福祉がしっかりと確保された繁殖・育成がなされていることは、ペットショップやブリーダーの優位性を決める要因の一つとなっていくだろう。

今後の社会において、生体販売に関連して、より良い動物福祉の状態を維持することは、経営を圧迫することではなく、経営を伸ばしていく要因になると考えられる。

【ペットショップでの繁殖引退犬の譲渡の有用性】

繁殖引退犬の回転率を良くして、繁殖能力の高い個体のみ選抜して残すということができれば、動物福祉の向上と、事業効率の向上を同時に達成できる、好循環を生むことができるだろう。しかし、問題は、繁殖引退犬の行き先である。適切な譲

渡先に譲渡することが困難であれば、ブリーダーの元に滞留してしまい、動物福祉にも経営にもマイナスの影響を与える。繁殖引退犬の譲渡を促進し、引退させやすい環境を整えることが、動物福祉と経営の両立には必要な要素である。

これを担うことができるのは、ペットショップである。ペットショップは子犬の販売をしており、犬を飼いたい人が集まっている。子犬だけを販売するのではなく、繁殖引退犬を譲渡もしくは販売すれば、繁殖犬を引退させやすい環境を整えることができる。

また、超高齢社会を迎えている日本において、高齢者が犬を迎えたいと考えることも少なくない。しかし、子犬を迎え終生飼養することは容易ではない。むしろ、繁殖引退犬など年齢的に終生飼養の可能性が高い犬をマッチングする方がニーズにかなっているだろう。

こうした面からもペットショップが子犬へのこだわりを捨て、繁殖引退犬を店頭で展示・紹介する流れになれば、積極的な引退を奨励できると同時に、ペットショップは社会のニーズに対してより応えることができるようになるだろう。ペットショップが、繁殖引退犬を紹介することは、動物福祉にも経営にもかなう考え方である。

もちろん、こうした取り組みをはじめれば、動物愛護活動家からの批判は避けられないだろう。批判は甘んじて受け入れるしかないが、それでもチャレンジする企業が現れてくれることを期待したい。